

令和3年第1回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第1号

日時 令和3年3月12日（金曜日） 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | | 会期の決定について |
| 日程 3 | | 諸般の報告 |
| 日程 4 | | 行政報告 |
| 日程 5 | | 町政執行方針 |
| 日程 6 | | 教育行政執行方針 |
| 日程 7 | 発委第 1号 | 議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 8 | 議案第 2号 | 鹿追町議会議員及び鹿追町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 日程 9 | 議案第 3号 | 報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 10 | 議案第 4号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 11 | 議案第 5号 | 鹿追町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 12 | 議案第 6号 | 鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 13 | 議案第 7号 | 鹿追町修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 14 | 議案第 8号 | 鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 15 | 議案第 9号 | 鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程 16 議案第 10号 鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 17 議案第 11号 鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 18 議案第 12号 鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 19 議案第 13号 鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 20 議案第 14号 鹿追町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 21 議案第 15号 鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 22 議案第 16号 鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 23 議案第 17号 鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 24 議案第 18号 鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程 25 議案第 19号 鹿追町屋内ゲートボール場設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程 26 議案第 20号 令和2年度鹿追町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程 27 議案第 21号 令和2年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算

(第5号) について

- 日程 28 議案第 22号 令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算(第6号) について
- 日程 29 議案第 23号 令和2年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第4号) について
- 日程 30 議案第 24号 令和2年度鹿追町下水道特別会計補正予算(第4号) について
- 日程 31 議案第 25号 令和2年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第5号) について
- 日程 32 議案第 26号 令和2年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) について
- 日程 33 議案第 27号 令和3年度鹿追町一般会計予算について
- 日程 34 議案第 28号 令和3年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について
- 日程 35 議案第 29号 令和3年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について
- 日程 36 議案第 30号 令和3年度鹿追町簡易水道特別会計予算について
- 日程 37 議案第 31号 令和3年度鹿追町下水道特別会計予算について
- 日程 38 議案第 32号 令和3年度鹿追町介護保険特別会計予算について
- 日程 39 議案第 33号 令和3年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程 40 議案第 34号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程 41 同意第 1号 鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(11名)

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1番 清水 浩徳議員 | 2番 山口 優子議員 | 3番 畑 久雄議員 |
| 4番 台蔵 征一議員 | 5番 加納 茂議員 | 6番 上嶋 和志議員 |

7番 川染 洋議員 8番 狩野 正雄議員 9番 埴淵 賢治議員
10番 安藤 幹夫議員 11番 吉田 稔議員

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己
教育委員会教育長 大 井 和 行
代表監査委員 野 村 英 雄
農業委員会会長 菊 池 輝 夫

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松 本 新 吾
総 務 課 長 渡 辺 雅 人
総 務 課 主 幹 葛 西 浩 二
総務課主幹（消防署長） 内 海 卓 実
会 計 管 理 者 津 川 修
企 画 財 政 課 長 草 野 礼 行
町 民 課 長 平 山 宏 照
福 祉 課 長 佐々木 康 人
農 業 振 興 課 長 檜 山 敏 行
農 業 振 興 課 主 幹 城 石 賢 一
商 工 観 光 課 長 富 樫 靖
建 設 水 道 課 長 大 上 朋 亮
子 育 て ス マ イ ル 課 長 松 井 裕 二
ジ オ パ ー ク 推 進 室 長 高 井 宏 行
瓜 幕 支 所 長 東 原 孝 博
病 院 事 務 長 菊 池 光 浩
企 画 財 政 課 長 補 佐 武 者 正 人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長 宇井直樹

社会教育課長 浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長 渡邊恒義

9 議会事務局職員出席者

事務局長 坂井克巳

書記 高瀬俊一

令和3年3月12日（金曜日） 午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

ただいまから、令和3年第1回鹿迫町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、説明員を最小限の出席者により会議を行います。

議会傍聴規則第5条のただし書により、一部傍聴人に対し議場への入室について認めるものであります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程 1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田稔）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により3番、畑久雄議員、4番、台蔵征一議員を指名します。

日程 2 会期の決定について

○議長（吉田稔）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月26日までの15日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

会期は、本日から3月26日までの15日間と決定しました。

日程 3 諸般の報告

○議長（吉田稔）

日程3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりです。

内容を御覧の上、御了承願います。

次に、監査委員から令和2年11月分、12月分、令和3年1月分の出納検査報告書が提

出されました。その写しをお手元に配付しておりますので御参照ください。

これで諸般の報告を終わります。

日程 4

行政報告

○議長（吉田稔）

日程4、行政報告を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和3年第1回鹿追町議会定例会が開催されるにあたり、行政の諸般について御報告申し上げます。

2月18日には、令和2年度北海道社会貢献賞、これは道路愛護等功労者の表彰伝達式が行われました。

表彰を受けられましたのは、協同組合アートロード商店街、代表理事は窪田秀俊様でございます。このことにつきましては、アートロード商店街のこれまでの活動が高く評価をされまして表彰の運びとなったところであります。

この伝達式は、ほほえみプラザの2階の研修室で行なわれました。

関係者出席のもと、北海道からは十勝総合振興局の関副局長、帯広建設管理部用地管理室長、同鹿追出張所次長ほか出席をされております。

関副局長からお祝いの言葉、それから感謝の言葉が述べられ、私からもこれまでの活動の感謝とお祝いの言葉、最後は窪田代表理事より受賞の喜び、それから感謝の言葉が述べられ、閉会となったところであります。

次に、2月19日には、鹿追町総合教育会議ということで、私、副町長、それから教育長、教育委員出席のもと開かれております。

この総合教育会議というのは、2014年の教育委員会の制度改革に伴って、法改正としては2015年からの施行で、以前まであった教育委員長制度の廃止、それから教育長の権限強化等々、大幅な教育改革が行われ、その際に地方公共団体の首長と教育委員会がしっかり連携をとって教育施策を進めることを目的に設けられたところであります。

おおむね年1回の開催ですけれども、今年度につきましては、令和2年度の関係で教育委員会からは鹿追町の子どもの学力の現状などの説明を受けた後に、目標、課題点などを整理しながら情報を共有して教育政策の協議を行なったところでございます。

次に、2月24日、第8期鹿追町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び第6期鹿追

町障がい福祉計画、第2期鹿追町障がい児福祉計画の答申をいただいたところであります。

それぞれの審議会の委員長は白川悦子委員長、それから鈴木隆副委員長から答申をいただいたところであります。

高齢者保健福祉計画、それから介護保険事業計画については、一番大きなところで介護保険料の見直しと思っています。これらの計画を3年間ということですが、特に介護保険については、向こう3年間の介護保険料、これについて答申をいただいております。

この定例会でも条例改正の提案をさせていただきたいと思っていますのでよろしくお願いをいたします。

また、第6期鹿追町障がい福祉計画、第2期鹿追町障がい児福祉計画につきましても、同様に3年間ごとの作成で、障がいのある方が安心して地域で暮らせるよう施策の計画的な実施を目指す内容となっているところであります。

次に、2月26日には、十勝町村会第2回通常総会が帯広市で開催をされております。

私は出席ができなかったですが、副町長に出席をしていただきました。

管内の町村長、それから十勝総合振興局の水戸部局長も出席をいただいたと聞いております。

協議事項としては、令和3年度の十勝町村会の事業計画、それから予算等々の関係が全て承認されまして、一部新聞等の報道があったかと思うのですが、年末年始の休日の変更に向けての検討を始めていくと。現在国の制度と町村の年末年始の休暇の期間がずれているところがございますので、いろんな面で歴史を踏まえての今の年末年始という取り扱いになっているかと思うのですが、できれば一部管内でも帯広市を含めて国の制度と合わせているところが少しずつ増えてきておりますので、できれば管内全部という形になるのが住民の方も分りやすいのかなと思っていますので、これについては新年度に入ってしっかり検討がされるものだと思っています。

あとは役員改選、それから水戸部局長から、新型コロナウイルスのワクチンの関係、それから道営事業の第6期パワーアップ事業の関係について、また5年間延長されるという話もあったようでございます。

十勝町村会の役員については、会長代行の副会長として上士幌町の竹中町長、それから浦幌町の水澤町長が新たに副会長に就任をされたのが大きな人事かなと思っています。

続きまして、3月1日には、北海道鹿追高等学校第68回卒業証書授与式が開かれました。

出席については、コロナ禍ということもありまして卒業生と基本保護者のみで、来賓は

町長とPTA会長、当日は副町長に出席をしていただきました。

時間短縮で、総体で50分程度で終了をしたということでもあります。卒業生は53人、卒業証書についてはA組、B組の代表者にそれぞれ校長先生から手渡すと、こういう形で実施されたと聞いております。

3月11日には、産業研修生修了証授与式を町長室で行いました。

例年であれば事業主さんと共に懇親会の中でという形を従来取っておりましたけれども、こういった状況で残念ですけれども町長室での授与式を昨日行なったところであります。

今年度、産業研修生が研修を開始した時期がちょっとずれておりますけれども、おおむね10人という研修生の中でスタートして、畑作終了の9月時点で5人の方が修了、その後酪農に5人残って、今回4人が終了するわけですけれども、そのうち3人が現在研修をされている酪農家に、今度は4月から従業員として残っていただける。1人は帰郷されるわけですけれども、その他もう1人については昨年研修を始めた時期が遅かったものですから、もう少し研修を継続していただく形になっております。

そういったことで今年度も3人の方が残っていただけたことは大変うれしいことかなと思います。

通常年であれば本当はもっと鹿追のいろんな行事に出たり、町の中をいろいろということもあるのですが、なかなかこの状況でそういう機会に恵まれていないのですが、3人の方が残っていただけることで、これからまた引き続き鹿追町に残っていただいているいろんな体験をしていただければと思っております。

以上申し上げまして行政報告とします。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これから行政報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。

これで行政報告を終わります。

ここで、喜井知己町長から発言を求められておりますのでこれを許します。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

議長のお許しをいただきましたので、貴重なお時間、そしてこの場をお借りいたしまして、「バイオガスプラントを核とした鹿追型ゼロカーボンシティの宣言」を申し上げたいと思います。

宣言書の朗読をもって宣言に代えさせていただきます。

近年、地球温暖化が要因とみられる巨大台風、集中豪雨、猛暑等がもたらす自然災害が頻発しており、2016年には十勝地方において4つの台風が連続して接近・通過し、過去に経験のない甚大な被害をもたらし、北海道に住む私たちも身をもって「気候危機」という状態を目の当たりにしました。2015年に合意されたパリ協定では「産業改革からの平均気温上昇を2度未満とし、1.5度に抑える努力をする」との目標が国際的に広く共有されるとともに、2018年に公表されたI P C C（国際連合の気候に関する政府間パネル）の特別報告書では、この目標を達成するには「2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

また、菅義偉内閣総理大臣による所信表明演説にて、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロを目指す宣言がなされました。

本町はこれまで、基幹産業である農業を生かした家畜ふん尿由来によるバイオガスプラントを中心に環境施策を推進しており、バイオガス発電による地球温暖化対策はもとより、観光と農業の共存共栄を実現する臭気対策や有機消化液還元による農業生産能力の向上、余剰熱を活用した地域活性化など本町独自の「地域循環共生」の姿を追求しています。

また、令和2年度には、太陽光及び地中熱をエネルギー源とした「自営線ネットワーク」を構築し、エネルギーの地産地消先進モデル事業として運用が始まっています。

さらには、環境省の実証事業による「しかおい水素ファーム」における水素の利活用実証が進み、バイオガスプラントが秘める潜在能力について遺憾なく発揮しているところがあります。

本町が将来像として掲げる「愛・夢・笑顔、あふれる未来」を実現するため、バイオガスプラントを核とした再生可能エネルギーのさらなる有効活用を進め、SDG sが示す持続可能な国際社会の確立に寄与するとともに、脱炭素による地方創生を目指し、2050年までにカーボンニュートラルを実現するべく、「鹿追型ゼロカーボンシティ」に挑戦することをここに宣言いたします。

令和3年3月12日、鹿追町長、喜井知己。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（吉田稔）

日程5、町政執行方針を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和3年第1回鹿追町議会定例会が開催されるにあたり、町政執行の方針を申し上げます。

新しい時代「令和」の3年目となる本年は、私の任期の折り返しの年になります。

町長就任以来、今日まで町の未来を付託された「責任」と「期待」にお応えするため、町民の皆様、職員、そして議員の皆様と共に、ふるさと「鹿追」の発展と山積する課題に対し全力で取り組んできたところであります。

この2年間の中で、私が掲げたまちづくり全般にわたる基本政策につきましても、その多くが実現と進展を果たすことができたと考えております。

しかしながら、残された課題や新たな課題に対し、さらに、職員と共に知恵を絞り、町民皆様の声に耳を傾け、町議会の皆様と常にコミュニケーションを絶やさず、粉骨砕身努めてまいり所存でございますので、今後とも、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、この感染症により多くの尊い命が失われ、社会経済を揺るがすに止まらず、人々の暮らしの在り方にも大きな影響を及ぼしております。

これらの影響により、計画をしておりました開町100年記念事業をはじめとする各種行事についても、延期、縮小あるいは中止を余儀なくされることとなりました。

また、昨年は、多くの町民皆様に御協力をいただき策定した第7期鹿追町総合計画がスタートし、次の100年に向けて第一歩を踏み出したところであります。

引き続き、総合計画の将来像である「愛・夢・笑顔 あふれる未来へ～支えあうまちのしかおい～」の実現を目指し、町民皆様が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

現在、コロナ禍において、生活環境や働き方に対する地方への関心の高まり、デジタル化の進展、脱炭素社会への期待など社会変革への兆しが見られ、地方創生への新たな可能性が広がっております。

これまで大きな課題であった、人口減少や少子高齢化の進行、多発する災害への備えなどに加え、新型コロナウイルス感染症に関する各種対応など、地方を取り巻く環境はますます、複雑・多様化し、時代の変遷とともにさま変わりしております。

引き続き感染拡大防止に取り組みながら「ウィズコロナ・ポストコロナ」の中で、社会情勢の変化に適応しつつ、地域の魅力を一層磨き上げ、未来に向けた飛躍の第一歩を刻む年となるよう、町政執行に当たりたいと考えるものであります。

以下、諸般について申し上げます。

当初予算及び財政状況について申し上げます。

令和3年度の予算編成は行財政改革の取組として「経常経費の枠配分方式」を初めて取り入れ、全体的な経費の削減に努めるとともに、必要性や効果、優先度など事務事業の見直しにより安定した行政サービスの提供と適切な事業執行に努めてまいります。

予算の規模は、一般会計が66億3600万円で前年度比5.4%、3億7700万円の減、6特別会計を加えた全会計の総額が93億1300万円で、同4.2%、4億700万円の減となっておりますが、国の令和2年度第3次補正予算を活用した令和2年度3月補正予算の繰越明許事業と一体的に執行される予算編成となっております。

主な予算増減の要因については、国の令和2年度第3次補正予算に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各種事業4千万円、ごみ処理広域化に伴う十勝圏複合事務組合負担金1700万円、鹿追町ゼロカーボンシティ推進戦略策定事業1千万円などが増加となった一方、再生可能エネルギー導入・活用事業で2億円、学童保育整備事業で1億2400万円、小型動力ポンプ付水槽車整備負担金で6100万円が完了し、全体的に減少となりました。

歳入では、町税で前年度比1.8%増の8億4千万円、地方交付税で同0.8%増の26億6千万円、国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの計上により同14.6%増の4億9300万円とする一方、繰入金については、同25.6%減の5億9400万円、前述の大型事業が減少したことにより、諸収入で前年度27.3%減の3億8400万円、町債では、同27.8%減の2億8900万円を計上しました。

歳出では、工事請負費で2億7100万円の減に加え、投資及び出資金で4300万円の皆減となりましたが、緊急防災・減災事業債や辺地対策事業債などの元金償還が始まることにより公債費が5100万円の増となりました。

本町の令和元年度の財政状況は、経常収支比率につきましても、管内全市町村平均を5.5

ポイント下回っておりますが、前年度比 2.2 ポイント増の 83.4%と高まり、硬直化が進みつつあり、また、財政健全化法に基づく実質公債費比率につきましても、同 0.7 ポイント増の 10.5%、将来負担比率は同 18.7 ポイント増の 2.5%となっており、上昇傾向にあることから、より一層の行財政改革・財政運営に努めてまいります。

最初にまちづくり関係について申し上げます。

令和 3 年 3 月末に現行の過疎法が期限を迎えますが、新法におきましても、過疎地域の指定を受ける見込みであることから、今後 10 年間を見据えた新たな市町村計画を策定し、第 7 期総合計画及び第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合性を図りながら、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び、その後の経済対策のために、国から交付される地方創生臨時交付金につきましても、感染症対応及び経済対応など国の方向性と整合性を図りながら有効に活用してまいります。

国際交流関係につきましては、ストニブレイン町との交流事業がコロナ禍により停滞しておりますが、再開に向けて準備するとともにオンラインによる交流など、さらなる国際交流の促進を図ってまいります。

地域間交流事業につきましては、平成 29 年度に東京都台東区と締結した特定分野（環境・産業）における連携協定が令和 2 年度末に終了いたしますが、改めて 4 年間協定を継続し、さらなる交流を促進するとともに、新たに災害時相互応援協定を締結し、特定分野以外での連携についても強化を図ってまいります。

また、2 年目となります十勝管内 18 町村と東京都台東区・墨田区との連携交流事業につきましても、コロナ禍により事業が停滞しておりますが、新たな食文化の創出や両地域による子供交流など、引き続き関係人口の拡大や鹿追の魅力を発信できるよう進めてまいります。

再生可能エネルギー関係につきましては、町内 2 基のバイオガспラントを中心に、令和 2 年度に完成する自営線ネットワークから発生する電力や熱などを最大限活用してまいります。

また、2050 年までに CO₂ 排出ゼロを目指す具体計画「鹿追町ゼロカーボンシティ推進戦略」を策定し、国内自治体の先導的な役割となる環境政策を進めるとともに、SDGs が示す持続可能な国際社会の実現を図ってまいります。

陸上自衛隊鹿追駐屯地維持拡充につきましては、平成 30 年に閣議決定された「防衛計画

の大綱」及び「中期防衛力整備計画」が3年目を迎えますが、今後進められる部隊の新編・編制などの動向を注視しつつ、引き続き町議会、関係諸団体、町民皆様及び警備地区の御理解と御協力をいただきながら拡充運動を進めてまいります。

情報発信関係につきましては、防災無線や広報紙、SNSによる情報提供のほか、新たにアプリケーションによる情報配信を行なってまいります。

また「やまびこメール」や「まちづくりカフェ制度」を継続して実施し、多くの町民との対話を通して、まちづくりに対する情報の発信や収集に努めてまいります。

行財政改革につきましては、令和2年度に役場内部で実施した行政・財政運営の見直しを踏まえ、令和3年度は、有識者等による行財政改革推進審議会を設置し、公共施設の今後の在り方や歳入歳出の全般にわたり、徹底した取組を図ってまいります。

町民生活関係について申し上げます。

町税につきましては、町民皆様の高い納税意識に支えられ、高い収納率を維持しております。今後も安心して暮らせる社会を支えるため、納税に対して一層の理解を求めるとともに、税の基本理念である公正・公平で、適切な課税・納税を推進してまいります。

防災・防犯・交通安全関係につきましては、地域住民の御協力や各種団体との連携により、悲惨な事件・事故に遭遇せず、平和な日々を送ることができるよう、安心・安全なまちづくりを推進してまいります。

生活環境関係では、最終処分場の閉鎖に伴い、令和3年度から広域化共同処理に移行するごみ処理を混乱なく進めるため、今後ごみ分別方法等の説明を丁寧に行い、御理解と御協力を求めるとともに、併せてごみの減量化を推進してまいります。

戸籍窓口関係につきましては、法令遵守の下、親切・丁寧な対応を徹底し、迅速で適正な事務処理を行うとともに、町民皆様にとって利便性の高い総合案内窓口として行政サービスの向上に努めてまいります。

瓜幕支所関係について申し上げます。

瓜幕地区の振興につきましては、ウリマックホール、うりまく夢創造館を中心に、地域自治活動や文化活動を推進し、ライディングパーク、道の駅うりまく、パークゴルフ場を活用して乗馬事業、情報発信、イベント等を開催し観光振興を推進してまいります。

さらに令和3年度からは、ジオパークとの連携を一層進めるほか、自然体験留学センター、うりっ子ルームの活動を関係課と連携協力しながら推進してまいります。

農業関係について申し上げます。

令和2年度の本町農業につきましては、作付作業は順調に進み、その後低温と日照不足などもありましたが、収穫作業が順調に行われ、各作物とも総じて平年並みの収量となりました。

また、生乳生産量は11万7千トンを超え、農業生産額は244億9600万円となりました。

このような結果を出された農業者皆様の御努力と関係機関の御尽力に、改めて敬意を表する次第であります。

農政・畜産関係につきましては、持続可能な農業の確立に向けて、引き続き国の予算が重点配分されており、国・道及び関係機関と連携を取りながら対応してまいります。

また、JAと連携し労働力の確保などの農業支援を継続し、経営の安定化、競争力強化を推進してまいります。

農業農村整備事業につきましては、道営事業など引き続き実施してまいります。

また、笹川地区国営かんがい排水事業につきましては、令和2年度より地区調査が始まり、令和5年度の事業着手を目指してまいります。

環境保全センター事業につきましては、安定かつ適正な運営に努めるとともに、バイオマスエネルギーの有効活用を推進してまいります。未整備地区のバイオガспラント整備につきましては、事業費の確保、系統接続等の協議を進め、建設に向けての検討を進めてまいります。

また、卒FITに向けて、電力に代わる新たなエネルギー利用について、調査・研究を実施してまいります。

鳥獣被害対策につきましては、鹿追ハンティングクラブと連携を図り、対策の持続・自己防衛などの観点から、新たに狩猟免許を取得するための支援を継続してまいります。

農業委員会関係について申し上げます。

農業・農業者の公的機関として、農地の確保と担い手への集積・集約等を図り、農業経営の支援に向けた農地行政を推進してまいります。

新規就農・担い手対策につきましては、今後の方向性を探りながら関係機関と協議を継続してまいります。

また、農業や農地に関する相談、農業者年金の加入促進、農業青年事業の推進を図り、農業者の生活の安定と福祉向上を目指してまいります。

保健福祉関係について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制を速やかに構築し、町民の生命・

健康を損なうリスクの軽減を図ってまいります。

また、コロナ禍での基礎疾患の把握も含め、町民皆様自身の健康状態に意識や関心を持ってもらうため、特定健康診査の受診率向上に努め、検査項目を充実させるとともに健診結果や健康医療情報の分析を行い、きめ細かな保健指導に努めてまいります。

また、地域健康支援システム（健康かるて）を活用し、町民皆様のコロナをはじめとする予防接種や乳幼児健診などの適切な管理、勧奨を行なってまいります。

国民健康保険事業につきましては、北海道が財政運営の責任主体となり、市町村と共に運営を行なっていることから北海道との共通認識の下、効率的な事業により運営の安定化を図ってまいります。

子育て支援につきましては、子育て世代包括支援センターを中心に、きめ細やかな育児支援に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、地域包括ケアシステムの構築に向け、医療機関、社会福祉協議会等と連携しながら推進してまいります。

また、健康や生活への関心を高めるため「健康ポイントカード」と「ボランティアカード」を統合し、総合的に事業を行うとともに、高齢者の権利擁護に係る成年後見人制度の周知と相談支援の強化を図り、中核機関の設置に向けて協議を進めてまいります。

障がい福祉につきましては、相談支援や福祉サービスの充実を図るとともに、地域自立支援協議会のさらなる活性化を図ってまいります。

生活困窮者支援では、社会福祉協議会や民生委員などと連携を図りながら、自立に向けた支援の充実に努めてまいります。

子供・子育て関係について申し上げます。

女性の社会参加や共働き世帯の増加、働き方の多様化により、求められる子育て支援の在り方も多様化する中で、園児たちは広々とした園舎や園庭で伸び伸びと過ごしており、第2子以降の保育料の無償化を継続し、子育てしやすい環境を引き続き推進してまいります。

こども園の敷地内に新たに整備した学童保育所や、子育て支援センターを様々な年齢の子供たちの交流の場として充実を図り、発達支援につきましても保護者の方や関係機関と情報を共有しながら、子供たちそれぞれの状況に適応した療育を行なってまいります。

また、児童福祉関係の業務を一元化し、効率的で効果的な業務の遂行を図ってまいります。

商工観光関係について申し上げます。

商工業・観光業ともに、新型コロナウイルス感染症による影響が今後も続く予想されますので、道内及び管内の情勢も見極めながら、可能な限りの施策を実施し、地域経済を動かすよう取り組むとともに、町内事業者の事業継続に対し支援してまいります。

チョウザメ事業につきましては、鹿追産キャビアの早期採取を目指し飼育を行い、さらに魚肉の付加価値を高める研究など、関係機関との連携により研究を進めてまいります。

マンゴー栽培につきましては、収穫量及び販売収入が順調に伸びており、農村青年会の思いに対し引き続き支援してまいります。

ふるさと納税につきましては、より多くの御寄付をいただけるよう、事業内容の改善を常に行いながら、新たな出店事業者及び返礼品増加に向けた取組を進めてまいります。

ジオパーク関係について申し上げます。

ジオパーク活動を通して地域特性の解明と周知を進めることは、教育や人材育成に役立つとともに、環境保全や観光振興、防災につながるものと考えており、継続して情報発信を行なってまいります。

また、令和3年度は、4年に一度の再認定審査の年であり、この審査を一つの節目ととらえ、町民皆様や各関係機関との連携を強化しジオパーク活動のさらなる推進に努めてまいります。

建設関係及び公園・花関係について申し上げます。

道路関係につきましては、補助・単独事業ともに継続路線の早期完成を目指して整備を進め、年間を通し常に安心安全に通行していただけるよう、維持修繕を順次進めてまいります。

また、橋梁関係については、橋梁長寿命化修繕計画を基にクテクウシ橋橋梁解体工事に着手いたします。

国道につきましては、国道274号未改修区間の工事及び美蔓・笹川地区の防雪対策に向けた工事を積極的に要望してまいります。

道道につきましては、道道鹿追糠平線の雪崩防止対策工事及び未改修区間工事を引き続き要望してまいります。

また、然別川のしゅんせつ事業につきましても、引き続き北海道と連携を図り事業推進に協力してまいります。

建築関係につきましては、公営住宅等長寿命化計画を基に令和2年度に白樺団地の解体

と末広団地の外部修繕を進めており、令和3年度からは、瓜幕文京団地の外部修繕にも着手いたします。

今後も公営・町営住宅の維持修繕に努め、住環境の整備を進めてまいります。

花とみどり関係につきましては、「環境美化宣言」を基に関係団体、町民の皆様方と連携を図り、花と緑を取り入れた彩り豊かな美しいまちづくりの推進に努めてまいります。

また、しかりべつ川公園パークゴルフ場及びしかおいG E O Pパークゴルフ場を中心に、公園を利用される方が安全で親しまれる公園になるよう、管理運営に努めてまいります。

水道関係につきましては、安全で安心な水の供給と適切な維持管理に努め、令和2年度に着手しました然別湖畔地区の施設整備を引き続き進めてまいります。

下水道関係につきましては、老朽化した鹿追地区・瓜幕地区農業集落排水施設の調査診断を実施し、施設更新の準備を進めるとともに、個別排水処理施設設置事業を継続し、町内全域の生活環境の向上を図ってまいります。

消防関係について申し上げます。

近年における災害は、大規模、多様化を呈しており、このような状況を踏まえ、消防施設整備、充実・強化といたしまして高規格救急自動車の更新を進めてまいります。

また、防火・防災思想の普及・啓発につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を見据えた上で、「防火・防災フェスタ 2021」を開催し、地域防災力の充実強化・火災予防対策の推進に取り組んでまいります。

学校教育関係について申し上げます。

社会のデジタル化やグローバル化などの進行は、先の予想が困難なほど急速に変化を続けています。

本町においては、災害や感染症の発生時による学校の臨時休業などの緊急時においてもICTの活用により、子供たちの学びを保証できる環境整備として、国のG I G Aスクール構想により、1人1端末などに積極的に取組、短期間においてICT環境の整備を進めたところであります。

こうした中、令和3年度から小・中学校において全面実施となる新学習指導要領では、一人一人の児童生徒が、持続可能な社会の創り手となることができるよう、教育活動の充実を図ることが求められております。

学校教育では、社会において必要な資質・能力の育成に向けて、引き続き学力の向上と豊かな人間性と健やかな体の育成を促進するとともに、持続可能な社会の実現や多様性を

尊重する社会の実現に向け、特に英語教育の充実と自然体験留学制度の推進を図ってまいります。

鹿追高校支援につきましては、将来の鹿追町を担う人材を育成するという観点から、鹿追高校が取り組んでいる「鹿追創生アカデミア構想」の取組を引き続き支援するとともに、「公設塾」を設置し、鹿追の全ての子供たちが達成すべき目標を見つけ、自分の可能性を發揮することができるよう、キャリア形成の支援をしてまいります。

幼児教育から高校教育まで、鹿追町の教育力の総合的な向上を目指し、学習指導や生徒指導において互いに協力し、鹿追町幼小中高一貫教育を推進してまいります。

社会教育関係について申し上げます。

町民皆様が、生きがいを持ち心豊かに人生を過ごすために、生涯にわたって、「いつでも、どこでも、なんでも」学び続けられる学習環境を整え、各種文化団体等の育成と支援に努めてまいります。

神田日勝記念美術館につきましては、神田日勝の中期の作品に焦点をあてた特別企画展「画家たちの座標－アトリエは語る」展を開催し、日勝の画業を顕彰してまいります。

また、鹿追町新図書館建設検討委員会と引き続き連携し、図書館の整備に向けた調査検討を行なってまいります。

スポーツ振興につきましては、体育連盟など各種団体と連携を図りながら、健康維持や体力増進を図るため、スポーツの拠点施設である総合スポーツセンターなどを活用し、「町民ひとり1スポーツ」を目指してまいります。

さらに、健康温水プールに高い技術を習得するため飛び込み台を設置し、スポーツ環境の充実を図ってまいります。

町立国民健康保険病院関係について申し上げます。

町立病院の医療体制が安定的に確保されることは町民の生活の安心を確保する上で最も重要なものであり、通常診療に加え、夜間診療や専門科診療を継続して実施し、適切な医療を提供してまいります。

また、外来患者様に向けた院内調剤を院外に移行し、待ち時間短縮など患者ニーズの向上に努めてまいります。

以上、令和3年度町政執行方針について、私の所信を申し上げさせていただきました。

いまだ新型コロナウイルス感染症の先行きが見通せない中、一日も早い収束を期待しながらの予算編成となりましたが、今日の諸情勢を踏まえ、町民皆様の幸せのために、限ら

れた財源を駆使し職員と一丸となって努力する覚悟であります。

開町 100 年を迎え、新たなステージへ向けて歩みだした本町において、これからも町民皆様と共に苦難を乗り越え、活力に満ちた町の実現に向け、着実に歩みを進めてまいりたいと考えております。

どうか皆様の一層の御支援、御協力を心からお願い申し上げまして、町政執行方針の説明といたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これで、町政執行方針を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は 11 時 05 分といたします。

休憩 10 時 54 分

再開 11 時 05 分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程 6 教育行政執行方針

○議長（吉田稔）

日程 6、教育行政執行方針を行います。

大井和行教育長。

○教育長（大井和行）

令和 3 年第 1 回定例会の開会にあたり、鹿追町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

A I、ビッグデータ、I o T、ロボティクス等の先端技術が高度化し、ソサエティ 5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものが劇的に変わる状況が生じつつあります。

また、学習指導要領の改訂に関する平成 28 年答申においても、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきたことが指摘されましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、その指摘が現実のものとなっております。

このように急激に変化する時代の中、新学習指導要領の着実な実施の重要性と学校教育における I C T の必要不可欠さが示された「令和の日本型学校教育」の構築を目指すとともに、町民がお互いを思いやり、支え合う気持ち、愛情を大切にしながら、一人ひとりの

夢や笑顔があふれる鹿追町を目指し、本町教育の充実に取り組んでまいります

以下、令和3年度において、重点的に取り組む政策を申し上げます。

はじめに学校教育について申し上げます。

1、学校力向上・学力向上について。

読解力や表現力、新しい解や納得解を生み出す力など、これからの時代を生きていくために必要な力は何かを学校と社会が共有し、「令和の日本型学校教育」の構築に向けた組織的な取組を推進するとともに、全ての学習の基盤となる言語能力の育成を重視することが求められています。

このため、学校教育においては、「令和の日本型学校教育」の構築に向け、ICTを活用した授業実践を充実させるため、タブレットを小中高の全ての児童生徒及び教員に貸与するとともに、新学習指導要領の着実な実施に向け「主体的・対話的で深い学び」の視点を大切にした組織的な授業改善を図り、「学力の向上」に取り組めます。

また、先生が子供の習熟を把握したり、思考を確認したりし、子供が自ら見通しを立てたり、自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整したりすることができるよう、ICTを日常的に活用できるアプリケーションを小中学校に導入し、「令和の日本型学校教育」の姿である「個別最適な学び」と「協働的な学び」を推進します。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等による臨時休業中であっても学びを止めることのないよう、学校や町民ホール等の教育施設のWi-Fiを充実させるとともに、就学援助世帯を対象にWi-Fiルータの貸し出しを行い、学びの保証を実現します。

言語能力の育成については、単に知識があるというだけではなく、「文章や資料を速く正確に読み解く力」や「物事を論理的に考え正解を導き出す力」が求められており、学校教育における読解力の向上の取組を支えることが重要であることから、小学校5年生から中学校2年生までの児童生徒を対象にしたタブレットを活用した言語能力を育成するアプリケーションを導入します。

育成する資質・能力を学校と社会が共有し、地域総がかりで学びを支える体制を構築するため、学校の取組を地域や家庭が理解できるよう、学校教育目標の重点化を図るとともに、カリキュラム・マネジメントと連動させた学校評価の改善を図り、地域に信頼される学校づくりに取り組めます。

また、昨年度、鹿追町一貫教育学校運営協議会が新たに始まったことから、今年度はコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進に向けた取組を充実させるため、

「地域学校協働本部」を発足させるとともに、「地域学校協働活動推進員」を配置し、地域とともにある学校づくりの実現に向けた体制整備に取り組みます。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒や不登校となっている児童生徒に対して、就学相談や学びの場の検討等への支援や、集団生活への適応や情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談を行う「鹿追町教育支援センター」を設置するとともに、スクールカウンセラーの派遣を昨年度に引き続き倍増し、相談体制を拡充します。また、通常の学級に在籍している特別な教育的支援を必要とする児童生徒を支援するため、学習支援員を採用します。

2、鹿追高校支援について。

生まれ育った地域で高校卒業まで家族と暮らすことは、保護者の負担が軽減されるだけでなく、将来の鹿追町を担う人材や社会で活躍する人材の育成が図られるものであります。

鹿追高校について、昨年度から取り組んでおられる「鹿追創生アカデミア構想」の取組では、生徒を中心に据えた、鹿高生主役の教育活動が展開され、その学習意欲を喚起し、生徒の可能性及び能力を最大限に伸ばしてこられました。

10年後、20年後の鹿追町を見据えたこの人材育成の取組を支援するため、鹿高生のキャリア形成と自己実現を目指すための公設塾を開設するとともに、1年生のカナダ短期留学については、昨年留学できなかった新2年生と共に実施することとするなど、鹿追町の最高学府を引き続き支援してまいります。

3、一貫教育について。

一貫教育について、小中高の12年間を見通した教育課程とそれを支える指導体制の構築が必要であることから、心身が発達し抽象的な学習に移行する小学校高学年について、教科担任制を導入するための教員と、連携型中高一貫校の乗り入れ授業や研修機会等を拡充するための教員を採用し、児童生徒の発達段階を踏まえ、学年間・学校間の円滑な接続を実現します。

また、一貫教育公開研究会を実施し、幼小中高の教員の意見交換を通じて、学力観や授業観等を一貫したものとする中で、地域の実情を踏まえた教育課程の改善充実を図ります。

国立教育政策研究所の「教育課程実践検証協力校」に鹿追町が選定されたことから、学習指導に関する実践やICT等を利用した教育データの提供を通し、教員の指導力向上に努めるとともに、教職員支援機構の研修・セミナーの派遣や大学院派遣、日本人学校派遣

等、教職員のキャリアアップを支援します。

地域の教育資源を活用したふるさとへの理解を深める教育活動や、文化施設を活用した地域や芸術への理解を深める教育活動を推進するため、ジオパークや神田日勝記念美術館を活用した学習を推進します。

幼児教育施設と小学校の教職員が、両者の教育について理解を深め、また、両者が抱える教育上の課題を共有しておくことが重要であることから、幼児教育施設と小学校の教職員の保育参観や合同研修等を継続的に実施します。

4、豊かな人間性と健やかな体について。

児童生徒が安心して自信を持ち、自由であるために学校が児童生徒にとって充実感が得られる活動の場となり、いじめや暴力行為、体罰等を許さず、学習指導の充実により学習内容を確実に身に付けることができるなど、魅力ある学校となる必要があります。これらの子供の権利を守るため、学校のみならず、家庭や地域が一体となって取り組む必要があることから、「暴力防止プログラム」を導入するとともに、学校と家庭・地域との連携を深め、共通の認識をもっていじめの未然防止の取組を進めていく必要があることから、「鹿追町いじめ防止会議」を実施します。

学校の新しい生活様式を徹底するなど、新型コロナウイルス感染症への適切な対応を図るとともに、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて取り組みます。

学校医や学校歯科医、学校薬剤師などの専門家と連携を図り、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、健康教育の基盤となる食育について、その推進を担う栄養教諭の専門性に基づく指導の充実を図ります。

次に、社会教育の推進について申し上げます。

平成30年度から令和4年度を期間とする第4次鹿追町生涯学習中期計画が4年次を迎え、「夢と生きがいを持ち、未来をきずく人づくり」をスローガンに、子供からお年寄りまでが豊かな人生を送ることができるように、「いつでも、どこでも、なんでも」自由に楽しく生涯にわたって学び、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指してまいります。

具体的には、活動の核となる町民ホール等の学習施設を活用し、町民の自主的な活動を支援するとともに、各種ニーズに対応した学習機会の提供に努めるとともに、とちろ鹿追ジオパークにつきましても町担当部局と連携し、ふるさと鹿追の風土を学ぶ事業の推進などに努めてまいります。

個別の取組では、家庭教育は、全ての教育の出発点で、家庭に教育の基盤をしっかりと築くことがあらゆる教育の基盤として重要です。家庭での教育力の向上のため、家庭・学校・地域社会の密接なつながりを推進し、鹿追町すくすく運動等により、子供たちの育成に取り組んでまいります。

少年教育につきまして、この時期は、基礎的、基本的な知識や技能を身につける時期で、様々な教育活動を通して生きる力を育みます。本町では、地域子供会育成連絡協議会などと連携し、健全な心と体の育成に努めてまいります。

また、インターネットやスマートフォン等によるトラブル防止のためのルールが作られ、今後家庭・学校・地域が一体となり、このルールの推進を行います。

青年教育につきまして、青年期は、少年から成人への移行の時期で、社会の中心的存在や将来のリーダーとなる成人への準備期間でもあります。本町では、ピュアモルトクラブを中心に、青年の自主性や創造性を引き出し、異世代・異業種の枠を超えた活動が行われており、今後もピュアモルトクラブと連携して、青年教育の充実を図ってまいります。

成人教育につきましては、社会の中で中心的な役割を担う時期であり、趣味嗜好に加え、資格を得るための学習活動など、学習内容も多様化し、住民のニーズに応じた幅広く、実践的かつ専門的なプログラムが必要になってきています。

また、女性の知恵と熱意で、明るく豊かなまちづくりを目指し実践している女性まつりやボランティア活動などの支援を進めてまいります。

高齢者教育につきましては、価値観が多様化する中で、多くの方が100歳まで生きることが可能となった長寿社会において、学習活動や社会参加活動を通じ、心の豊かさや生きがいを持ちながら、安心して暮らせる社会環境を作ることが求められています。高齢者がこれまで培った豊富な知識と経験などを生かし、活躍できる場の創出に努めます。

芸術と文化につきましては、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、心に潤いをもたらすものです。今後も文化連盟や町民ホール事業実行委員会と連携しながら、誰もが優れた芸術文化に触れたり、芸術文化活動に参加する機会の充実を図ります。

神田日勝記念美術館につきましては、昨年コロナ禍の中、「神田日勝没後50年展」を開催し、年間で1万4千人を超える来館者がありました。今年は神田日勝中期の作品を中心に展示する特別企画展「画家たちの座標－アトリエは語る」展を開催し、神田日勝の画業の顕彰と優れた芸術鑑賞の機会を提供致します。

図書館につきまして、読書には「創造力が磨かれる」「脳が活性化する」「視野が広がる」

「読解力が高まる」など、数多くの効果があると言われていています。本町では、子供からお年寄りまでが、必要なときに必要なことを知り得ることができる図書館を目指してまいります。

また、引き続き新しい図書館の整備に向けて、鹿追町新図書館建設検討委員会と連携を図ってまいります。

文化財保護につきまして、文化財は、歴史や文化等の正しい理解のために欠くことのできないものです。本町ではこれを後世に伝えていくために保護し、地域の郷土史を学習する機会の提供に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、人生を豊かに、そして充実したものにし、心身の両面に影響を与えるものです。明るく豊かで活力に満ち、心身の健全な発達に必要なものであり、生涯にわたってスポーツに親しむことは重要なことです。「町民ひとり1スポーツ」を推進し、体育連盟などと連携しながら、スポーツ活動の支援や施設の整備等を図ってまいります。

以上、教育行政に関する主要施策について申し上げましたが、町民皆様の負託に応えるため、本町の教育、文化、スポーツの振興に最善の努力を傾注いたしたく、町理事者、町議会、町民各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、令和3年度の教育行政執行方針とさせていただきます。

○議長（吉田稔）

これで教育行政執行方針を終わります。

日程 7 発委第 1 号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程7、発委第1号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上嶋和志議会運営委員長。

○6番（上嶋和志）

発委第1号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14

条第3項の規定により提出します。

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第6項の見出し中「令和2年7月1日から令和3年3月31日までに支給する」を削り、同項中「令和3年3月31日」を、「令和3年9月30日」に改める。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由、新型コロナウイルスが住民生活や地域経済へ深刻な打撃を与えており、この状況が長期化の様相を呈している。

このことから、一層の支援策を講ずる必要があるため、その財源の一助として議員報酬月額削減措置を令和3年9月30日まで継続して行うものである。

以上でございます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

の公費負担に関する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 8、議案第 2 号、鹿追町議会議員及び鹿追町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 2 号は、鹿追町議会議員及び鹿追町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

公職選挙法の一部が改正する法律が令和 2 年 6 月 12 日に公布され、令和 2 年 12 月 12 日から施行されております。

改正の内容につきましては、町村の選挙において立候補に係る環境改善のため、町村議会議員選挙及び町村長における選挙運動用自動車使用、ビラ、ポスター作成の選挙公営の拡大、町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁及び供託金制度の導入の 3 点が改正され、施行の日以後に告示される町村議会の議員または長の選挙から適用されることから新規条例として提案するものであります。

内容について御説明いたします。

鹿追町議会議員及び鹿追町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のとおり制定するといたしまして、条例は本文が 12 条、附則 2 項により構成をされております。

第 1 条は、「趣旨」について、第 2 条は、「選挙運動用自動車の使用の公費負担」について、第 3 条は、「選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出」について、第 4 条は、「選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続」について、第 5 条は、「契約の指定」について、第 6 条は、「選挙運動用ビラの作成の公費負担」について、第 7 条は、「選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出」について、第 8 条は、「選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続」について、第 9 条は、「選挙運動用ポスターの作成の公費負担」について、第 10 条は、「選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出」について、第 11 条は、「選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続」について、第 12 条は、「委任」についてのそれぞれの規定であります。

次に、附則第 1 項は、施行期日の規定であり、この条例は、公布の日から施行するもの

で、第2項は、適用区分の規定であります。

以上、鹿追町議会議員及び鹿追町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は新規条例のため総務文教常任委員会に付託して会期中の審査にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

よって、本案は総務文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程 9 議案第 3号 報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程 10 議案第 4号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程9、議案第3号、報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について。

日程10、議案第4号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上2件については、関連がありますので、一括して提案説明、質疑、討論を行い、議件ごとに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第3号、報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第4号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

関連がありますので一括で説明させていただきます。

提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う地域経済への影響及び町の財政状況を鑑みまして、監査委員及び特別職の職員の給与及び期末手当の減額を総じ、併せて報酬の一部を改正するものであります。

内容について御説明いたします。

はじめに、議案第3号、報酬及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正するおといたしまして、附則第2項は、監査委員報酬月額に係る減額特例措置の規定であり、「令和3年3月31日」を「令和3年9月30日」に改めるものであります。

次に、別表第2条関係は、報酬額の規定であり、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の欄の「1回額、3万1200円」を削るものであります。

次に、附則は、施行期日の規定であり、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第4号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するおといたしまして、附則第12項は、減額特例措置の規定であり、「令和3年3月31日」を「令和3年9月30日」に改めるものであります。

次に、附則は、施行期日の規定であり、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第3号、議案第4号の内容を御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 11 議案第 5 号 鹿追町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（吉田稔）

日程 11、議案第5号、鹿追町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第5号は、鹿追町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

この条例につきましては、平成26年9月に制定をし、ふるさと納税の受け入れを行なってきましたが、今後も鹿追町を選択していただけるよう第7期鹿追町総合計画の目指す方向に合わせた事業に対応でき、かつ具体的な事業を提示することにより多くの方々から共感を得られるよう条例の一部を改正するものであります。

内容について御説明いたします。

第1条は、設置の規定であり「規則で定める事業に要する財源に充て」と改め、第2条で規定するに事業区分を削るものであります。

以下「第3条」から「第6条」までをそれぞれ1条繰り上げ、新たな「第2条」は、文言を整理し、第3条の処分の規定は、「第2条各号に規定する」を「規則で定める」に改めるものであります。

次に、附則は、施行期日の規定であり、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、鹿追町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程12 議案第 6 号 鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 12、議案第 6 号、鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 6 号は、鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。

学童保育所につきましては、昨年 6 月に入札を行い建設を進めておりましたが、2 月に工事が完了し引き渡しが行われ、4 月から供用を開始するため必要となる条例の一部を改正するものであります。

内容について御説明いたします。

鹿追町学童保育所条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 2 条は、名称、位置及び定員の規定であり、位置を「鹿追北 2 線 8 番地 101」に、入所定員を 5 名増として「70 名」にそれぞれ改めるものであります。

次に、附則は、施行期日の規定であり、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程13 議案第 7 号 鹿追町修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（吉田稔）

日程 13、議案第 7 号、鹿追町修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 7 号は、鹿追町修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

貸付け対象となる専修学校の修業年限の拡大に伴う改正、及び介護福祉士の資格取得については、介護福祉士養成施設の卒業者は国家試験を受けずに卒業を 5 年間継続して実務に従事した場合に資格取得ができる制度が令和 3 年度の卒業生までとされておりましたが、深刻な人材不足により、法律がさらに 5 年間延長されることに伴いまして償還債務の免除の特例期間を改正するものであります。

改正内容について御説明いたします。

鹿追町修学資金貸付条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 3 条は貸付けの上限の規定であり、第 2 項中の前条第 2 項の場合にあっては「9 年以内」を「12 年以内」に改めるものであります。

附則第 2 項は、償還債務の免除の特例の規定であり、「平成 32 年度」を「令和 7 年度」

に、「平成33年度」を「令和8年度」にそれぞれ5年間延長するものであります。

次に、附則は、施行期日の規定であり、この条例は、令和3年4月1日から施行するとするものであります。

以上、鹿追町修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 14 議案第 8 号 鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（吉田稔）

日程 14、議案第 8 号、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第8号は、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部が第10次地方分権一括法により改正され、事業所所在市町村以外の市町村長による地域型保育事業を行うものに対する確認が不要となったことから条文が1項繰り上げとなったため、必要となる改正を行うものであります。

内容について御説明いたします。

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するといたしまして、第2条は、定義の規定であり、第23号の第43条「第3項」を「第2項」に改めるものであります。

次に、附則は、施行期日の規定であり、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 15 議案第 9 号 鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 16 議案第 10 号 鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 17 議案第 11 号 鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 15、議案第 9 号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 16、議案第 10 号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 17、議案第 11 号、鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上 3 件については関連がありますので、一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごとに採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 9 号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 10 号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 11 号、鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

一括して説明をさせていただきます。

提案理由を申し上げます。

ただいまの条例は、それぞれ令和2年度末を時限としておりますが、持ち家住宅奨励制度、家賃住宅建設促進、家賃の一部助成の効果、また継続の要望等々勘案しまして、1年間延長したく提案申し上げるものでございます。

はじめに、議案第9号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正内容を御説明いたします。

鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、附則第2項は、条例の執行期限を定めており、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、1年間延長するものであります。

次に、附則は、条例の施行期日であり、この条例は、令和3年4月1日から施行するとするものであります。

次に、議案第10号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、附則第2項は、条例の執行期限を定めており「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、1年間延長するものであります。

次に、附則につきましては、条例の施行期日であり、この条例は、令和3年4月1日から施行するとするものであります。

次に、議案第11号、鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、附則第2項は、条例の執行期限を定めており、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、1年間延長するものであります。

次に、附則につきましては、条例の施行期日であり、この条例は、令和3年4月1日から施行するとするものであります。

以上、議案第9号から議案第11号まで、一括して御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 18 議案第 12 号 鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 18、議案第 12 号、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 12 号は、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

介護保険は、3 年を 1 期といたしまして介護保険事業計画を策定し、併せて保険料の見直しを行なっており、介護保険計画策定委員会に諮問し、過日答申を得ましたので、第 8 期となります令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料を基準月額で 6.9%増とし、併せて長期譲渡所得の特別控除及び基礎控除について改正する提案をするものであります。

改正内容について御説明いたします。

鹿追町介護保険条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 8 条は、保険料率の規定であり、第 1 項から第 4 項の適用する年度を「令和 3 年度」から「令和 5 年度」に改め、第 1 項第 1 号に掲げるものは、「3 万 4800 円」を「3 万 7200 円」に、第 2 号に掲げるものは、「4 万 5240 円」を「4 万 8300 円」に、第 3 号に掲げるものは、「5 万 2200 円」を「5 万 5800 円」に、第 4 号に掲げるものは、「6 万 2640 円」を「6 万 6900 円」に、第 5 号に掲げるものは、「6 万 9600 円」を「7 万 4400 円」に、第 6 号に掲げるものは、「7 万 6560 円」を「8 万 1800 円」に、第 7 号に掲げるものは、「8 万 3520 円」を「8 万 9200 円」に、第 8 号に掲げるものは、「9 万 480 円」を「9 万 6700 円」に、第 9 号に掲げるものは、「10 万 920 円」を「10 万 7800 円」に、第 10 号に掲げるものは、「11 万 1360 円」を「11 万 9000 円」に、第 11 号に掲げるものは、「12 万 5280 円」を「13 万 3900 円」に、第 12 号に掲げるものは、「13 万 9200 円」を「14 万 8800 円」とし、第 1 項第 6 号アは、低未利用地土地等の長期譲渡所得に係る特別控除について文言を整理するものであります。

第 2 項から第 4 項において減額賦課にかかる保険料率を「2 万 880 円」から「2 万 2300 円」に、「3 万 4800 円」を「3 万 7200 円」に、「4 万 8720 円」を「5 万 2000 円」にそれぞれ改めるものであります。

次に、第 16 条は、保険料に関する申告の規定であり、文言を整理するものであります。

次に、附則第 8 条は、令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の

特例の規定であり、「第1項」から「第3項」を追加し、個人所得課税見直しに伴う不利益が生じないように規定するものであります。

次に、附則第1項は、施行期日の規定であり、この条例は、令和3年4月1日から施行し、第2項は、経過措置の規定であります。

以上、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程19 議案第13号 鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程20 議案第14号 鹿追町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 21 議案第 15 号 鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程 22 議案第 16 号 鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 19、議案第 13 号、鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 20、議案第 14 号、鹿追町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 21、議案第 15 号、鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 22、議案第 16 号、鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

以上 4 件については、関連がありますので、一括して提案理由の説明と質疑、討論を行い、議件ごと採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 13 号、鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 14 号、鹿追町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 15 号、鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 16 号、鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

関連がありますので、一括して説明申し上げます。

提案理由を申し上げます。

以上の 4 つの条例につきましては、それぞれ介護サービスの基準を定めた条例であり、介護保険事業計画期間に合わせて 3 年に 1 度、国によって大規模な見直しが行われ、関係する省令が改正され公布されておりますので、条例の一部を改正するものであります。

提案内容を御説明いたします。

はじめに 18 ページ、議案第 13 号、鹿追町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、次のように改正するといたしまして、目次に「第 7 章、雑則（第 34 条）」を加え、第 4 条は、「第 5 項」及び「第 6 項」を加え、第 6 条は、第 2 項に主任介護支援専門員の管理者としての要件を加え、第 7 条は、第 2 項に説明内容を加え、第 16 条は、「第 9 号」にサービス担当者会議において、テレビ電話装置等の活用による会議を加え、第 18 号の 2 の文言を整理し、「第 18 号の 3」を新たに加えるものであります。

第 21 条は、文言を整理し、新たな「第 6 号」を加えるものであります。

第 22 条は、「第 4 項」及び「第 22 条の 2（事業継続計画の策定等）」を加え、第 24 条の次に第 24 条の 2、「感染症の予防及びまん延の防止のための措置」を加えるものであります。

第 25 条は、「第 2 項」を加え、第 30 条の次に「第 30 条の 2（虐待の防止）」を加え、第 32 条、第 33 条は、文言の整理であります。

本則に次の 1 章を加えることといたしまして、「第 7 章、雑則、第 34 条（電磁的記録等）」を加えるものであります。

附則第 2 項は、介護支援専門員を管理者とみなす規定を 6 年間延長し文言を整理し、「第

3項」を加えるものであります。

次に、附則第1条は、施行期日の規定であり、この条例は、令和3年4月1日から施行し、第16条第18号の3の規定は、令和3年10月1日から施行するものであります。

第2条は「虐待の防止に係る経過措置」について、第3条は「業務継続計画の策定等に係る経過措置」について、第4条は「感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置」について、それぞれ規定するものであります。

次に23ページ、議案第14号、鹿追町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次のように改正するといたしまして、目次に「第7章、雑則（第36条）」を加えて、第3条は、「第5項」及び「第6項」を加え、第19条は、新たな「第6号」を加えるものであります。

第20条は、「第4項」及び「第20条の2（業務継続計画の策定等）」を加えるものであります。

第22条の次に「第22条の2（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）」を加え、第23条は、「第2項」を加え、第28条の次に「第28条の2（虐待の防止）」を加えるものであります。

第29条は、文言の整理であります。

第32条は、文言の整理と、第9号にサービス担当者会議においてテレビ電話装置等の活用に会議を加えるものであります。

本則に次の1章を加えるとして、「第7章、雑則、第36条（電磁的記録等）」を加えるものであります。

次に、附則第1条は、施行期日の規定であり、この条例は、令和3年4月1日から施行し、第2条は、「虐待の防止に係る経過措置」について、第3条は、「業務継続計画の策定等に係る経過措置」について、第4条は、「感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置」について、それぞれ規定をするものであります。

次に27ページ、議案第15号、鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、次のように改正するといたしまして、目次の第10章、雑則に「・第228条」を加えて、第1条は、文言を整理し、第3条は「第3項」及び「第4項」を加えるものであります。

第7条、第8条、第16条、第25条、第28条は、それぞれ文言を整理し、第33条は、

新たな「第8号」、第34条は「第5項」及び「第34条の2（業務継続計画の策定等）」を加えるものであります。

第35条は、「第3項」、第36条は「第2項」をそれぞれ加えるものであります。

第41条は、文言を整理し、協議会において電話装置等の活用による会議を加えるものであります。

第42条の次に、「第42条の2（虐待の防止）」を加えるものであります。

第44条、第45条、第46条は、文言の整理であります。

第49条は、文言を整理し、「第3項」から「第7項」を加えるものであります。

第57条は、文言を整理し、新たな「第8号」を加え、第58条は、同じく文言を整理し「第5項」を加えるものであります。

第59条は、「第2項」を加え、第60条、第61条は、文言の整理であります。

第62条は、見出しを削るものであります。

第63条、第64条、第65条、第67条、第69条は、それぞれ文言の整理であります。

第72条は、新たな「第10号」を加えるものであります。

第73条は、第3項後段に事業者が講じなければならない措置、及び「第4項」を加えるものであります。

第75条は、文言を整理し、新たな「第2項」を加えるものであります。

第76条は、文言を整理し、第2項に「第1号」から「第3号」を加えるものであります。

第77条、第79条、第80条、第80条の2、第80条の3、第83条、第83条の2、第83条の4、第83条の8は、それぞれ文言の整理であります。

第83条の12は、新たな「第9号」を加えるものであります。

第83条の14は、委員会においてテレビ電話装置等を活用による会議を加えるものであります。

第83条の15、第83条の16、第85条、第87条、第88条、第89条、第90条は、それぞれ文言の整理であります。

第97条は、新たな「第10号」を加えるものであります。

第103条、第104条、第106条、第107条、第108条は、それぞれ文言の整理となるものであります。

第109条は、「第1項」の「表」を削り、新たに「第2項」に「表」を加えるものであります。

第110条、第111条、第114条、第115条、第116条、第117条、第120条は、それぞれ文言の整理であります。

第124条は、新たな「第10号」、第125条は「第2項」をそれぞれ加えるものであります。

第126条、第127条、第131条、第132条は、それぞれ文言の整理となるものであります。

第134条は、文言を整理し、「第9項」を加えるものであります。

第135条は、文言を整理し、新たな「第2項」を加えるものであります。

第136条、第137条は、それぞれ文言の整理であります。

第141条は、文言を整理し、第8項に「第1号」「第2号」を加えるものであります。

第145条は、文言の整理です。

第146条は、文言を整理し、新たな「第7号」を加えるものであります。

第147条は、文言を整理し、第3項後段に事業者が講じなければならない措置を加え、さらに「第4項」を加えるものであります。

第151条、第152条、第154条、第156条、第157条は、それぞれ文言の整理であります。

第162条は、第6項第1号の委員会においてテレビ電話装置等の活用による会議を加えるものであります。

第163条は、文言の整理、第169条は、文言を整理し、新たな「第9号」を加えるものであります。

第170条は、第4項後段に事業が講じなければならない措置を加え、さらに「第5項」を加えるものであります。

第172条、第173条、第174条は、それぞれ文言の整理であります。

第175条は、見出しを削り、第1項にただし書を加え文言を整理するものであります。

第176条、第180条は、それぞれ文言の整理であります。

第181条、第182条は、第6項第1号の委員会及び第6項の会議において、テレビ電話装置等の活用による会議を加えるものであります。

第187条の次に、「第187条の2（栄養管理）」「第187条の3（口腔衛生の管理）」を加えるものであります。

第192条は、新たな「第8号」を加えるものであります。

第 193 条は、「第 4 項」を加えるものであります。

第 195 条は、文言を整理し、第 1 号の委員会において、テレビ電話装置等の活用による会議を加えるものであります。

第 199 条は、文言を整理し、第 3 号の委員会において、テレビ電話装置等の活用による会議及び「第 4 号」を加えるものであります。

第 200 条、第 201 条、第 202 条、第 204 条、第 205 条は、それぞれ文言の整理であります。

第 206 条は、文言を整理し、第 8 項第 1 号の委員会において、テレビ電話装置等の活用による会議を加えるものであります。

第 210 条は、新たな「第 9 号」を加えるものであります。

第 211 条は、文言を整理し、第 4 項後段に事業が講じなければならない措置を加え、さらに「第 5 項」を加えるものであります。

第 213 条、第 214 条、第 215 条、第 216 条、第 217 条、第 219 条、第 220 条、第 223 条、第 225 条、第 226 条は、それぞれ文言の整理であります。

次に、本則に次の 1 条を加えることといたしまして、第 10 章、雑則に「第 228 条（電磁的記録等）」を加えるものであります。

附則第 2 項から第 6 項の「平成 36 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改め、文言を整理し、引用する条文をそれぞれ改めるものであります。

次に、附則第 1 条は、施行期日の規定であり、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、第 2 条は、「虐待の防止に係る経過措置」、第 3 条は、「業務継続計画の策定等に係る経過措置」、第 4 条は、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置」、第 5 条は、「認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置」、第 6 条は、「栄養管理に係る経過措置」、第 7 条は、「口腔衛生の管理に係る経過措置」、第 8 条は、「指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置」、第 9 条は、「事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置」、第 10 条は、「ユニット定員に係る経過措置」、第 11 条は、すでに要件を満たしている建物の経過措置についてそれぞれ規定するものであります。

次に、52 ページ、議案第 16 号、鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、次のように改

正するといたしまして、目次の次に第5章、雑則に「・第94条」を加え、第1条、第2条は、それぞれ文言の整理であります。

第3条は、「第3項」及び「第4項」を加え、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第18条、第21条、第24条は、それぞれ文言の整理であります。

第29条は、新たな「第10号」を加えるものであります。

第30条は、第3項後段に事業者が講じなければならない措置を加え、さらに「第4項」及び「第30条の2（事業継続計画の策定等）」を加えるものであります。

第32条は、新たな「第2項」を加えるものであります。

第33条は、文言を整理し、第2項に「第1号」から「第3号」を加えるものであります。

第34条は、「第2項」を加えるものであります。

第39条の次に「第39条の2（虐待の防止）」を加え、第41条は、文言を整理し、第1項中の協議会においてテレビ電話装置等の活用による会議を加えるものであります。

第42条は、文言の整理であります。

第46条、第47条、第48条、第50条は、それぞれ文言の整理であります。

第51条は、会議においてテレビ電話装置等の活用による会議を加えるもので、第54条は、文言整理であります。

第59条は、「第10号」、第60条は、「第2項」をそれぞれ加えるものであります。

第61条、第62条、第66条、第67条、第68条、第69条は、それぞれ文言の整理であります。

第73条は、第1項の文言を整理し、ただし書を加え、同じく第5項、第6項の文言を整理し、新たな「第9項」を加えるものであります。

第74条は、文言を整理し、新たな「第2項」を加え、第75条、第76条は、それぞれ文言の整理であります。

第80条は、第3項第1号中の委員会において、テレビ電話装置等の活用による会議を加えるものであります。

第81条は、文言の整理、第82条は、新たな「第7号」を加え、第83条は、第2項、第3項の文言を整理し、「第4項」を新たに加えるものであります。

第87条、第88条は、それぞれ文言の整理であります。

第89条は、第2項の文言を整理し、同項に「第1号」「第2号」を加えるものであります。

次に、本則に次の1条を加えることといたしまして、第5章、雑則に「第94条（電磁的記録等）」を加えるものであります。

次に、附則第1条は、施行期日の規定であり、この条例は、令和3年4月1日から施行し、第2条は、「虐待の防止に係る経過措置」について、第3条は、「認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置」について、第4条は、「業務継続計画の策定等に係る経過措置」について、第5条は、「感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置」について、それぞれ規定をするものであります。

以上、議案第13号から16号まで一括して御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 15 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 16 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開は 13 時 30 分とします。

休憩 12 時 24 分

再開 13 時 30 分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程 23 議案 17 号 鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 23、議案第 17 号、鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 17 号は、鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。
提案理由を申し上げます。

近年の購入粗飼料の高騰及び栽培委託料の増高によりまして、牧場運営にかかる経費が増加しており、使用料を改正し、併せて実態に即した利用期間に改正を行うものであります。

改正内容について御説明いたします。

第 5 条は、利用機関の規定であり、文言を整理した上で、第 1 号中、「放牧期」を「5 月 6 日から 10 月 31 日」に、第 2 号中「舎飼期」を「4 月 1 日から翌年 3 月 31 日」にそれぞれ改めるものであります。

第 10 条は、使用料の規定であり、第 2 項第 1 号の放牧期の 6 か月以上、1 頭 1 日につき「230 円」から 34 円増として、「264 円」に、人工授精依頼牛、1 頭 1 回につき「2,300 円」から 340 円増として「2,640 円」に、第 2 号の舎飼期の 6 か月以上、1 頭 1 日につき「583 円」を 33 円増として「616 円」に新たに、人工授精依頼牛、1 頭 1 回につき「2,640 円」を追加するものであります。

次に、附則第 1 項は、施行期日の規定であり、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、附則第 2 項は、経過措置の規定となるものであります。

以上、鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 17 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 24 議案第 18 号 鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例
の制定について

○議長（吉田稔）

日程 24、議案第 18 号、鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 18 号は、鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

使用料の徴収につきましては、条例の規定に沿って毎月徴収を行なっておりましたが、検針員の確保も困難となっており、併せて予算の効率化を図るため隔月の徴収としたので、関係する条例の一部を改正するものであります。

改正内容について御説明いたします。

鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例を、次のとおり制定するとして、第 1 条は、鹿追町簡易水道事業給水条例の一部を改正するもので、第 23 条は、料金の算定についての規定であり、「隔月の」を加え、第 25 条は、特別な場合における料金の算定の規定であり、第 1 項に「第 3 号」及び「第 4 号」を加えるものであります。

第 27 条は、料金の徴収方法の規定であり、「毎月」を「、当該月の使用水量を決定した日の属する月の翌月末日を納期限として」に改めるものであります。

次に、第 2 条は、鹿追町営農用水道設置条例の一部を改正するもので、第 4 条は、準用規定の規定であり、「高台地区水道使用料」を削り、鹿追町簡易水道事業給水条例の規定を準用するものであります。

第 3 条は、鹿追町農業集落排水処理施設管理条例の一部を改正するもので、第 14 条は、

使用料の徴収の規定であり、第2項中で、「鹿追町簡易水道事業給水条例第27条の規定を準用する」に改めるものであります。

第15条は、使用料の算定の規定であり、文言を整理した上で、「鹿追町簡易水道事業給水条例第25条の規定を準用する」に改め、「第1号」及び「第2号」を削るものであります。

次に、第4条は、鹿追町公共下水道条例の一部を改正するもので、第19条は、使用料の徴収の規定であり、第2項中で「鹿追町簡易水道事業給水条例第27条の規定を準用する」に改め、「第3項」を削るものであります。

第20条は、使用料の算定方法の規定であり、「鹿追町簡易水道事業給水条例第25条の規定を準用する」に改め、「第1号」及び「第2号」を削るものであります。

第5条は、鹿追町個別排水処理施設管理条例の一部を改正するもので、第7条は、使用料の徴収の規定であり、第2項中で「鹿追町簡易水道事業給水条例第27条の規定を準用する」に、第3項中で「鹿追町簡易水道事業給水条例第25条の規定を準用する」にそれぞれ改め、「第1号」及び「第2号」を削るものであります。

次に、附則第1項は、施行期日の規定であり、この条例は令和3年4月1日から施行し、第2項は、経過措置の規定であります。

以上、鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 25 議案第 19 号 鹿追町屋内ゲートボール場設置条例を廃止する条例
の制定について

○議長（吉田稔）

日程 25、議案第 19 号、鹿追町屋内ゲートボール場設置条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 19 号は、鹿追町屋内ゲートボール場設置条例を廃止する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

本条例は、昭和 63 年 12 月に制定し、町民の心身の健全なる育成と健康の増進に寄与してきましたが、平成 30 年 3 月に「交流センターみないる」をオープンし、屋内でのゲートボールを集約したことから、笹川・瓜幕の両屋内ゲートボール場としての利用を終了し、条例を廃止したいとするものであります。

内容について御説明いたします。

鹿追町屋内ゲートボール場設置条例を廃止する条例を次のとおり制定するといたしまして、「鹿追町屋内ゲートボール場設置条例を廃止する」として、附則は、施行期日の規定であり、この条例は、令和 3 年 3 月 31 日に施行するものであります。

以上、鹿追町屋内ゲートボール場設置条例を廃止する条例の制定についてを御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜われますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 18 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで説明員の入れ替えを行いたいと思います。

日程 26 議案第 20 号 令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 12 号）について

○議長（吉田稔）

日程 26、議案第 20 号、令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 12 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 20 号は、令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 12 号）となるものです。

令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによるものといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 7070 万 3 千円を追加しまして、総額を 89 億 3819 万 9 千円とするものであります。

第 2 条は、債務負担行為の補正変更について、第 3 条は、地方債の補正、追加、変更についてであります。

補正予算の内容につきましては歳出、88 ページより御説明申し上げます。

款項目、議会費の報酬から負担金の合計で 154 万 4 千円の減額。

総務費、総務管理費、一般管理費で給料から使用料の合計で役務費で30万円、委託料で80万円の追加を含めて1510万円の減額。

文書広報費の職員手当等から負担金の合計で371万2千円の減額。

支所費の負担金で8万円の減額。

企画振興費の報償費から負担金の合計で508万3千円の減額。

ライディングパーク費の職員手当等で14万5千円の減額。

花とみどり費の旅費で3万6千円の減額。

ジオパーク事業費の旅費から負担金の合計で85万4千円の減額。

地方創生交付金事業費の負担金で100万円の減額。

再エネ推進事業費の旅費及び需用費、消耗品費合計で210万円の減額。

開町100年事業費は、財源内訳の補正であります。

新型コロナ緊急経済対策事業費の職員手当等から、繰出金の合計で積立金の148万8千円の追加を含め310万4千円の減額。

徴税費、賦課徴収費の負担金でシステム改修のため72万円の追加。

項目、戸籍住民登録費の負担金でシステム改修のため8万8千円の追加。

統計調査費、統計費の報酬から使用料の合計で3万9千円の減額。

項目、監査委員費の旅費で42万4千円の減額。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の扶助費で52万8千円の減額。

心身障がい者特別対策費の負担金でシステム改修のため88万円の追加。

北海道医療給付事業費は、財源内訳の補正であります。

老人福祉費の委託料及び扶助費の合計で194万7千円の減額。

在宅福祉費の旅費から繰出金の合計で、役務費で2万8千円、繰出金で介護保険特別会計繰出金で1372万円のそれぞれ追加を含め、1184万1千円の追加。

後期高齢者医療費の繰出金で3万6千円の減額。

児童福祉費、児童福祉施設費の報酬から備品購入費の合計で、旅費で1万3千円、需用費、修繕料で17万円、備品購入費で7万5千円のそれぞれ追加を含め47万8千円の減額。

児童措置費の扶助費で347万5千円の減額。

こども園費の報酬から公課費の合計で、償還金利子の7万6千円の追加を含め998万9千円の減額。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金で、病院運営補助金合計で2982万2千円

の追加、投資及び出資金で町立病院出資金 4305 万 1 千円の減額。

予防費は、財源内訳の補正であります。

保健指導費の報償費から扶助費の合計で 762 万円の減額。

トリムセンター費の需用費、燃料費で 118 万円の減額。

環境衛生費は、財源内訳の補正であります。

清掃費、清掃総務費の委託料で合計 30 万 9 千円、負担金で 17 万 8 千円のそれぞれ追加。

農林費、農業費、農業委員会費の旅費から負担金の合計で 64 万円の減額。

農業振興費の旅費で、3 万 2 千円の減額、負担金で畑作構造転換事業補助金 1919 万円の追加を含め 1634 万 7 千円の追加。

畜産業費の委託料で、町営牧場指定管理委託料 1115 万 1 千円の減額、負担金で自衛防疫事業補助金で 177 万 9 千円、町営牧場運営負担金で 2191 万円の、合計 1253 万 8 千円の追加。

環境保全センター費の旅費から負担金の合計で、備品購入費でトラクター及びスラリータンカー購入で、8438 万 1 千円、負担金でバイオガスプラント利用者助成金で 156 万 7 千円のそれぞれ追加を含め、8568 万 2 千円の追加。

農業用水事業費の報酬から繰出金の合計で、繰出金で簡易水道・下水道特別会計繰出金合計 128 万 5 千円の追加を含め、155 万 2 千円の減額。

土地改良事業費の旅費から負担金の合計で、上幌内地区草地畜産基盤整備事業外 3 地区合計で 3171 万 4 千円の追加を含め、3126 万 1 千円の追加であります。

産業後継者対策費の旅費から負担金の合計で 100 万円の減額。

林業費、林業振興費の報償費で 31 万 4 千円の追加、負担金で 227 万 7 千円の減額。

款項、商工費、商工業振興費の報償費から負担金の合計で鹿追町企業活性化推進助成金、2200 万円の追加を含め 1648 万円の追加。

観光費の報酬から負担金の合計で 483 万 2 千円の減額。

魚族資源保護対策費の委託料で 175 万 8 千円の減額。

労働諸費の報償費で 50 万円の減額。

土木費、道路橋りょう費、道路維持費の報酬から工事請負費の合計で需用費、修繕料で 220 万円、委託料で除雪委託料 3040 万円のそれぞれ追加を含め 2988 万 4 千円の追加。

道路新設改良費は、財源内訳の補正であります。

項目、河川費の使用料で 35 万 4 千円の減額。

都市計画費、公園緑地費の工事請負費で5万1千円の減額。

住宅費、住宅建設費の旅費から工事請負費の合計で183万5千円の減額。

款項、消防費、常備消防費は、財源内訳の補正であります。

非常備消防費の旅費から負担金の合計で118万4千円の減額。

教育費、教育総務費、教育委員会費の旅費から負担金の合計で100万3千円の減額。

事務局費の旅費から使用料の合計で100万3千円の減額。

教育振興費の報酬から貸付金の合計で803万7千円の減額。

財産管理費の備品購入費で70万8千円の減額。

共同調理場費の報酬から委託料の合計で、需用費、修繕料、賄材料合計で127万円の追加を含め10万8千円の追加。

自然体験留学事業費の需用費、燃料費から賄材料費料で20万3千円の追加、委託料で、15万1千円の減額。

小学校費、学校管理費の報酬から工事請負費の合計で604万4千円を減額し、国の第3次補正に係る感染症対策の学校教育活動継続支援事業5校分としまして、需用費、消耗品費で350万円、使用料で25万円、負担金で25万円のそれぞれ追加であります。

中学校費、学校管理費の報酬から扶助費の合計で200万1千円を減額し、同じく国の第3次補正に係る感染症対策2校分としまして、需用費、消耗品費で140万円、使用料で10万円、負担金で10万円のそれぞれ追加であります。

社会教育費、社会教育総務費の報酬から負担金の合計で404万6千円の減額。

社会教育施設費の役務費で7万9千円の減額、委託料で27万5千円の追加であります。

図書館費の報償費から負担金の合計で26万7千円の減額。

神田日勝記念美術館費の報償費から負担金の合計で63万8千円の減額。

青少年活動推進費の旅費から負担金の合計で72万8千円の減額。

保健体育費、体育振興費の需用費から負担金の合計で12万3千円の減額。

款項、公債費、元金及び利子は、財源内訳の補正であります。

諸支出金、項目、基金費の積立金で、合計2949万1千円の減額であります。

次に歳入、74ページから御説明いたします。

町税、町民税、個人の現年課税分で3001万7千円分の追加、滞納繰越分で7万2千円の減額、法人の現年課税分で284万8千円、滞納繰越分で1千円のそれぞれ減額。

項目、固定資産税の現年課税分で合計4344万9千円の追加、滞納繰越分で10万円の減

額。

軽自動車税、種別割の現年課税分で15万7千円の追加。

環境性能割の現年課税分で125万4千円の減額。

項目、市町村たばこ税の現年課税分で78万1千円の追加。

項目、入湯税の現年課税分で172万5千円の減額。

款項目節、国有提供施設等所在市町村助成交付金で218万2千円の追加。

分担金及び負担金、分担金、農林費分担金の農業費分担金で266万9千円の減額。

使用料及び手数料、使用料、農林使用料の農業使用料で牧場使用料1115万1千円の減額、バイオガспラント使用料で782万5千円、美蔓地区畑かん用水施設使用料で40万6千円のそれぞれ追加で合計292万円の減額。

商工使用料の商工使用料で406万3千円の減額。

教育使用料の教育総務使用料で321万3千円の減額。

社会教育使用料で7万7千円の減額。

手数料、総務手数料の徴税手数料で6万1千円の追加。

衛生手数料の清掃手数料で85万円の追加。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で合計60万1千円の減額、児童福祉費負担金で258万1千円の減額。

国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で合計3604万7千円の追加

民生費国庫補助金、社会福祉費補助金で77万6千円の追加。

土木費国庫補助金の住宅費補助金で59万3千円の減額。

教育費国庫補助金、小学校費補助金で合計345万8千円、中学校費補助金で合計72万1千円、社会教育費補助金で100万7千円のそれぞれ追加、教育総務費補助金で4万8千円の減額。

農林費国庫補助金、農業費補助金で農山漁村6次産業化対策事業補助金として1935万5千円の追加。

委託金、総務費委託金の戸籍住民登録費委託金で8万8千円の追加。

道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で合計16万6千円の追加、児童福祉費負担金で68万円8千円の減額であります。

道補助金、総務費道補助金の、総務管理費補助金で合計13万3千円の追加。

民生費道補助金、社会福祉費補助金で52万9千円の追加、児童福祉費補助金で100万円

の減額。

農林費道補助金の農業費補助金で、農業委員会活動補助金で300万円、畑作構造転換事業補助金1919万円のそれぞれ追加を含め、合計1917万3千円の追加、林業費補助金で141万3千円のそれぞれ減額。

教育費道補助金、小学校費補助金で10万4千円、中学校費補助金で11万9千円のそれぞれ減額、社会教育費補助金で合計22万9千円の追加。

委託金、総務費委託金の統計調査費委託金で4万円の減額。

農林費委託金、農業費委託金で、88万8千円の減額。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金の利子及び配当金で、合計19万円の追加。

財産売却収入、不動産売却収入の立木売却収入で111万7千円の減額、土地売却収入で338万9千円の追加。

物品売却収入の物品売却収入で合計61万円の追加。

款項、寄附金、総務費寄附金の総務管理費寄附金で、帯広市の株式会社安井測量設計事務所様から交通安全のために10万円、町内の匿名の方からまちづくりのため30万円のそれぞれ御寄付をいただき40万円の追加。

教育費寄附金の社会教育費寄附金で、帯広市の三洋興熱株式会社様から図書購入費として20万円、町内の匿名の方から文化振興のため50万円の御寄付をいただき69万9千円の追加。

衛生費寄附金の保健衛生費寄附金で、町内北鹿追の和田幸裕様から病院事業のため50万円の追加。

繰入金、基金繰入金、目節、減債基金繰入金で2億2500万円の減額。

目節、環境保全センター基金繰入金で1億1276万円の追加。

目節、商工業振興基金繰入金で2200万円の追加。

目節、鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金で1331万8千円の減額。

目節、修学基金繰入金で141万3千円の減額。

目節、武藤孔二記念奨学基金繰入金で9万6千円の減額。

目節、文化振興基金繰入金で50万円の減額。

目節、町営牧場基金繰入金で300万円の追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で7818万6千円の追加。

諸収入、項目節、貸付金元利収入で250万6千円の追加。

受託事業収入、農林費受託事業収入の農業費受託事業収入で合計 91 万 5 千円の減額。
項目、雑入の雑入で合計 3884 万円の減額。

款項、町債、総務債の総務管理債で合計 1770 万円の減額、民生債の児童福祉債で 250 万円の追加、衛生債の保健衛生債で 30 万円の減額、農林債の農業債で合計 1360 万円の追加、商工債の商工債で 440 万円の減額、消防債の消防債で 170 万円の追加、教育債の教育総務債で合計 280 万円、社会教育債で 10 万円のそれぞれ追加、小学校債で 280 万円の減額であります。

次に、70 ページ、第 2 表の債務負担行為の補正変更について御説明いたします。

事項は、鹿追町中小企業事業資金特別利子等補給で限度額に 329 万円を追加しまして、変更後の限度額を 1998 万 1 千円以内とするもので、限度額以外の変更はありません。

次に、71 ページの第 3 表の地方債の補正、追加、変更について御説明申し上げます。

はじめに追加であります。起債の目的は、公共事業等で限度額を 1760 万円以内とするものであります。次に、変更は起債の目的が、辺地対策事業で、限度額から 200 万円減額しまして、補正後の限度額を 140 万円に、過疎対策事業は、限度額から 1780 万円を減額しまして、補正後の限度額を 3 億 9800 万円に、地域活性化事業は、限度額から 6170 万円を減額し、補正後の額を 0 円とし、緊急防災・減災事業は、限度額に 5940 万円を追加しまして、補正後の限度額を 6300 万円とし、それぞれ限度額以外の変更はありません。

以上、令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 12 号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから歳出、款 4、衛生費、97 ページまでと関連の歳入について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで説明員の入れ替えを行います。

これから款 5、農林費、97 ページから、款 11、諸支出金、112 ページまでと関連の歳入について質疑を行います。

質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 20 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで説明員の入れ替えを行いたいと思います。

日程 27 議案第 21 号 令和 2 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について

○議長（吉田稔）

日程 27、議案第 21 号、令和 2 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 21 号は、令和 2 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）となるものです。令和 2 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 803 万 2 千円を追加しまして、総額を 8 億 469 万 3 千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、120 ページより御説明いたします。

款項目、保健事業費の委託料で 5 万 8 千円の追加。

款項、基金積立金、国民健康保険事業基金積立金の積立金で 2 千円の追加。

諸支出金、繰出金、直営診療施設勘定繰出金の繰出金で 797 万 2 千円の追加であります。

次に、歳入、118 ページから御説明いたします。

款項、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で 409 万 2 千円、後期高齢者支援金分現年課税分で 141 万 5 千円のそれぞれ減額。

道支出金、道補助金、保険給付費等交付金の特別交付金で 803 万円の追加。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金の利子および配当金で 1 千円の追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で 550 万 8 千円の追加であります。

以上、令和 2 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 21 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 28 議案第 22 号 令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算
(第 6 号) について

○議長（吉田稔）

日程 28、議案第 22 号、令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 6 号）
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 22 号は、令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 6 号）となるものです。

第 1 条、令和 2 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 2 条は、予算第 2 条に定めます業務の予定量の補正であり、（3）年間患者数 1 入院「1 万 1680 人」を 1,956 人減としまして、「9,724 人」に、2 外来「1 万 8954 人」を 792 人減としまして、「1 万 8162 人」に、（4）1 日平均患者数 1 入院「32 人」を 5 人減といたしまして、「27 人」に、2 外来「78 人」を 3 人減として「75 人」に、（5）建設改良事業 1 有形固定資産購入費に「2121 万 7 千円」に 64 万 9 千円追加しまして、「2186 万 6 千円」に、2 施設整備費「172 万 2 千円」から 28 万 5 千円減額しまして、「143 万 7 千円」にそれぞれ改めるものです。

第 3 条は、予算第 3 条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきましては、第 1 款、病院事業収益、第 1 項、医業収益から 8793 万 2 千円を減額、第 2 項、医業外収益に 3261 万 7 千円を追加で、合計 5531 万 5 千円の減額で、補正後の額を「6 億 8618 万 4 千円」とするものであります。

支出につきましては、第 1 款、病院事業費用、第 1 項、医業費用から 2131 万 5 千円を減額し、補正後の額を「7 億 2018 万 4 千円」とするものであります。

なお、支出額に対しまして不足する収入額、3400 万円につきましては、議案には記載しておりませんが、地方公営企業法第 32 条の 2 及び鹿追町国民健康保険病院事業の余剰金の処分等に関する条例第 4 条、欠損の処理の規定により、利益積立金をもって補填することとしております。

第 4 条は、予算第 4 条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、かっこ書き中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1794 万 3 千円に 4154 万円を追加しまして「5948 万 3 千円」に改め、収入の補正は、第 1 款、資本的収入、第 1 項、出資金から 4305 万 1 千円を減額し、第 2 項、他会計補助金に 187 万 5 千円を追加して、補正後の額を「687 万 1 千円」とするものであります。

次に支出の補正は、第 1 款、資本的支出、第 1 項、建設改良費に 36 万 4 千円を追加して補正後の額を、「6635 万 4 千円」とするものであります。

第5条は、予算第6条に定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であり、(1)職員給与費、4億1119万7千円から683万3千円を減額し「4億436万4千円」とするものであります。

第6条は、予算第7条に定めます他会計からの補助金の補正であり、2億4481万2千円に3344万5千円を追加しまして、「2億7825万7千円」とするものであります。

第7条は、予算第8条に定めます棚卸資産購入限度額の補正であり、1億4100万円から1800万円減額しまして、「1億2300万円」とするものであります。

次に、補正予算の内容につきましては、補正予算説明書により御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入は、病院事業収益、医業収益、入院収益で3897万3千円、外来収益で、4597万1千円、その他医業外収益で、合計298万8千円のそれぞれ減額、医業外収益、他会計補助金で3157万円の追加、患者外給食収益で、50万4千円の減額、その他医業外収益で、合計155万1千円の追加であります。

次に、支出は、病院事業費用、医業費用、給与費で合計683万3千円、材料費で、合計1620万円、経費で合計6万7千円のそれぞれ減額、減価償却費で合計67万8千円、資産減耗費で合計159万7千円のそれぞれ追加、研究研修費で合計49万円の減額であります。

次に、資本的収入及び支出の収入は、資本的収入、項目、出資金で4305万1千円の減額、項目、他会計補助金で合計187万5千円の追加であります。

支出は、資本的支出、建設改良費、有形固定資産購入費で64万9千円の追加、施設整備費で28万5千円の減額であります。

以上、令和2年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算(第6号)について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(吉田稔)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田稔)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田稔)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 22 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 29 議案第 23 号 令和 2 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）
について

○議長（吉田稔）

日程 29、議案第 23 号、令和 2 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 23 号は、令和 2 年度簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）となるものです。

令和 2 年度簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるものといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 1349 万 2 千円を減額しまして、総額を 2 億 7861 万 2 千円とするものであります。

第 2 条は、地方債の補正変更であります。

補正予算の内容につきまして、歳出、135 ページより御説明いたします。

事業費、水道総務費、一般管理費の公課費で消費税を 113 万 3 千円減額。

水道施設費、施設管理費の旅費で 7 万 2 千円、工事請負費で合計 406 万 5 千円、備品購入費で 68 万 5 千円、負担金で 753 万 7 千円のそれぞれ減額。

款項、公債費、元金及び利子は、財源内訳の補正であります。

次に、歳入、133 ページから御説明いたします。

使用料及び手数料、使用料、水道使用料の水道使用料で 218 万 1 千円の減額。

国庫支出金、国庫補助金、簡易水道事業費国庫補助金の簡易水道事業費国庫補助金で 371 万 1 千円の減額。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で 53 万 8 千円の減額。

諸収入、項目、受託事業収入の受託事業収入で 56 万 2 千円の減額。

款項、町債、簡易水道事業債の簡易水道事業債で合計 650 万円の減額であります。

次に、130 ページ、第 2 表の地方債の補正変更について御説明申し上げます。

起債の目的は、簡易水道事業で限度額から 650 万円を減額しまして、補正後の限度額を 1 億 2650 万円とするもので、限度額以外の変更はありません。

以上、令和 2 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 23 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 30 議案第 24 号 令和 2 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 4 号）
について

○議長（吉田稔）

日程 30、議案第 24 号、令和 2 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第24号は、令和2年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第4号）となるものです。

令和2年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ854万4千円を減額しまして、総額を2億2242万円とするものであります。

第2条は、地方債の補正変更であります。

補正予算の内容につきまして、歳出、145ページより御説明申し上げます。

管理費、項目、一般管理費の負担金で8万円、公課費で消費税183万8千円のそれぞれ減額。

施設管理費、農業集落排水施設管理費の委託料で30万円、負担金で86万9千円のそれぞれ減額。

款項、事業費、公共下水道事業費の旅費で4万8千円、委託料で54万5千円のそれぞれ減額。

農業集落排水事業費の旅費で5万4千円、委託料で24万2千円のそれぞれ減額。

個別排水処理施設整備事業費の委託料で19万円、工事請負費で437万8千円のそれぞれ減額。

公債費、農業集落排水事業公債費、元金及び利子は、それぞれ財源内訳の補正であります。

次に、歳入、143ページから御説明いたします。

使用料及び手数料、使用料、下水道使用料の下水道使用料で、合計374万7千円の減額。

国庫支出金、国庫補助金、下水道事業費国庫補助金の公共下水道事業費補助金で27万3千円の減額。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で172万4千円の減額。

款項、町債、下水道事業債の個別排水処理施設整備事業債で280万円の減額であります。

次に、140ページ、第2表の地方債の補正変更について御説明申し上げます。

起債の目的は、個別排水処理施設整備事業で限度額から280万円減額しまして、補正後の限度額を1410万円とするもので、限度額以外の変更はありません。

以上、令和2年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

した。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 24 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 31 議案第 25 号 令和 2 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
について

○議長（吉田稔）

日程 31、議案第 25 号、令和 2 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 25 号は、令和 2 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）となるものです。

令和 2 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 568 万円を減額しまして、総額を 5 億 4453 万 3 千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、155 ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の旅費で1万8千円の減額。

項目、計画策定費の旅費で5万円の減額。

保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費の負担金で697万8千円の減額、施設介護サービス給付費の負担金で68万7千円の追加、福祉用具購入費の負担金で、34万1千円の追加、住宅改修費の負担金で36万円の追加。

項目、高額介護サービス等費の負担金で9万1千円の追加。

項目、特定入所者介護サービス等費の負担金で80万円の追加。

地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費、介護予防ケアマネジメント事業費の委託料で4万7千円の減額。

項目、一般介護予防事業費の報償費で23万円の減額。

包括的支援事業・任意事業費、任意事業費の委託料で63万6千円の減額であります。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金は、財源内訳の補正であります。

次に、歳入、152 ページから御説明いたします。

款項、介護保険料、第1号被保険者保険料の現年度分で1015万6千円の減額。

国庫支出金、国庫負担金、介護納付費負担金の現年度分で104万円の減額。

国庫補助金、調整交付金の現年度分調整交付金で446万8千円の減額。

道支出金、道負担金、介護給付費負担金の現年度分で105万3千円の減額。

款項、支払基金交付金、介護給付費交付金の現年度分で208万5千円の減額、地域支援事業交付金の現年度分で1千円の追加。

繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金の現年度分で1374万3千円の追加、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援）の現年度分で3万6千円の減額、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で6万円の減額、その他一般会計繰入金の事務費繰入金で6万8千円の減額、低所得者保険料軽減繰入金の現年度分で13万2千円、過年度分で9千円のそれぞれ追加。

諸収入、雑入、返納金の返納金で1万9千円の追加、雑入の雑入で61万8千円の減額であります。

以上、介護保険特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 25 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 32 議案第 26 号 令和 2 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号) について

○議長（吉田稔）

日程 32、議案第 26 号、令和 2 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 26 号は、令和 2 年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)となるものです。

令和 2 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによると
いたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 409 万 2 千円
を追加しまして、総額を 9364 万 8 千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、164 ページより御説明申し上げます。

総務費、総務管理費、一般管理費の旅費で 3 万 6 千円の減額。

款項目、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金で 412 万 8 千円の追加であります。

次に、歳入、前ページから御説明いたします。

款項、後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料の現年度分で 334 万 5 千円の減額。

普通徴収保険料の現年度分で 654 万 5 千円、滞納繰越分で 1 万 1 千円のそれぞれの追加。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金のその他一般会計繰入金で 3 万 6 千円の減額。

款項目、繰越金の前年度繰越金で 91 万 7 千円であります。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 25 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 33	議案第 27 号	令和 3 年度鹿追町一般会計予算について
日程 34	議案第 28 号	令和 3 年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について
日程 35	議案第 29 号	令和 3 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について
日程 36	議案第 30 号	令和 3 年度鹿追町簡易水道特別会計予算について
日程 37	議案第 31 号	令和 3 年度鹿追町下水道特別会計予算について

日程 38 議案第 32 号 令和 3 年度鹿追町介護保険特別会計予算について

日程 39 議案第 33 号 令和 3 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（吉田稔）

日程 33、議案第 27 号、令和 3 年度鹿追町一般会計予算について。

日程 34、議案第 28 号 令和 3 年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について。

日程 35、議案第 29 号、令和 3 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について。

日程 36、議案第 30 号、令和 3 年度鹿追町簡易水道特別会計予算について。

日程 37、議案第 31 号、令和 3 年度鹿追町下水道特別会計予算について。

日程 38、議案第 32 号、令和 3 年度鹿追町介護保険特別会計予算について。

日程 39、議案第 33 号、令和 3 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について。

以上 7 件については、関連がありますので一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 27 号、令和 3 年度鹿追町一般会計予算及び第 28 号、令和 3 年度国民健康保険特別会計予算から、第 33 号、令和 3 年度後期高齢者医療特別会計予算までの 6 特別会計予算につきまして、一括して説明をさせていただきます。

予算書の表紙を開いていただきまして、令和 3 年度鹿追町各会計予算書別集計表により、その規模等を申し上げまして説明とさせていただきます。

当初予算額の比較であります。令和 3 年度一般会計当初予算額は、66 億 3600 万円となっており、前年対比 3 億 7700 万円、5.4%の減であります。

その要因につきましては、公営住宅長寿命化事業、町営牧場車両整備事業、高規格救急車整備事業等新規事業で約 2 億 6 千万円増となる一方、再生可能エネルギー導入活用事業、学童保育所整備事業、公営住宅新築事業、大型水槽車整備事業、葬斎場改修事業等の終了によりまして、約 5 億 4 千万円の減となり、さらに、経常経費につきましても内容の見直し等により削減できるものは、積極的に見直しを行いながら予算編成を行い、新年度におきましても行財政改革の取組を継続し、さらなる健全財政を図っていきたいと考えているところであります。

以下、6 特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、当初予算額は7億9178万2千円であり、前年対比261万4千円、0.3%の減であり、療養給付費等の減によるものであります。

国民健康保険病院事業会計につきましては、収益的収支、資本的収支を合わせまして、当初予算額は7億2422万6千円であり、前年対比7318万3千円、9.2%の減であります。その主な要因は、院外薬局への移行に伴います薬剤費の減であります。

簡易水道特別会計につきましては、当初予算額3億57万7千円であり、前年対比908万5千円、3.1%の増であり、然別湖畔地区簡易水道事業及び公営企業法適用に向けた委託の増によるものであります。

下水道特別会計では、当初予算額2億4964万円であり、前年対比2512万9千円、11.2%の増であり、鹿追浄化センター防水事業及び公営企業法適用に向けた委託の増によるものであります。

介護保険特別会計につきましては、当初予算額5億1664万6千円であり、前年対比780万5千円、1.5%の増であり、施設介護等に係る保険給付費の増によるものであります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、当初予算額9458万3千円であり、前年対比411万1千円、4.5%の増であり、広域連合納付金の増によるものであります。

全会計では当初予算額93億1345万4千円であり、前年対比4億666万7千円、4.2%の減となります。

以上で議案第27号、鹿追町一般会計予算及び第28号から第33号まで6特別会計予算について一括で御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

お諮りします。

本案については、議長を除く10人の委員で構成する令和3年度鹿追町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案について、令和3年度鹿追町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は 14 時 50 分といたします。

休憩 14 時 39 分

再開 14 時 50 分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

令和 3 年度鹿追町各会計予算審査特別委員会の結果について報告いたします。

委員長、副委員長の互選が行われ、委員長に安藤幹夫委員、副委員長に畑久雄委員が互選されました。

日程は 3 月 24 日、25 日、26 日に行われることを決定いたしましたので併せて報告をいたします。

日程 40 議案第 34 号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（吉田稔）

日程 40、議案第 34 号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本慎吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 34 号は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

提案理由を申し上げます。

町営牧場の管理は、鹿追町町営牧場管理条例第 13 条の指定管理者による管理第 1 項及び鹿追町の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 5 条の公募によらない指定管理者の候補者の選定等の第 1 項第 1 号当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるときの規定に基づきまして、公募によらず選定した指定管理者の候補者の指定につきまして御提案を申し上げます。

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるといたしまして、公の施設の名称は、鹿追町営牧場で、所在地は、鹿追町上幌内 30 番地 4 ほかであります。

指定管理者となる団体の名称は、鹿追町農業協同組合、所在地は、鹿追町新町 4 丁目 51 番地で、代表者は、代表理事組合長、木幡浩喜氏であります。

指定期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間であります。

以上、町営牧場に係ります公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げました。
御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 34 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 41 同意第 1 号 鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（吉田稔）

日程 41、同意第 1 号、鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

資料配付のため暫時休憩とします。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き会議を再開します。

提案理由の説明を求めます。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

同意第 1 号は、鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

次の者を鹿追町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案理由といたしましては、現在、固定資産評価審査委員会委員を務められております上村政浩氏の任期は、令和 3 年 3 月 29 日で満了になることによります。

資料をお配りしておりますように同意を求める者については、住所、

、上村政浩氏、。

引き続き、固定資産評価審査委員会の委員をお願いしたいというものであります。

お配りした履歴でございますとおり、農業関係のそれぞれ役職のほか、固定資産評価審査委員会委員については、平成 24 年 3 月よりお務めいただき、現在 3 期目であり、かつ現在固定資産評価審査委員会の委員長もお務めをいただいております。

人格が高潔で識見ともに高く、固定資産評価審査委員会の委員として適任と考えますのでよろしく御同意を賜わりますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

お諮りします。

本案は人事案件でありますので質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

これから同意第 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 14 時 57 分